

令和2年度 事業報告

当協会は昭和25年に設立して以来、令和2年度には70年が経過し、次の80周年に向けて新たなスタートを切りました。平成31年3月に新設した松山地区の講習施設は、令和2年4月に駐車場を拡張し、電柱を設置して、高所作業車運転技能講習の実技講習の会場として利用が可能になり、松山地区における自前施設による講習環境整備が完了しました。

令和2年は、年初に発生した新型コロナウイルス感染症が、その後全国的に拡大し、4月には愛媛県にも緊急事態宣言が発令されました。このため、第1四半期には実技を伴う講習を中心に多くの登録講習や特別教育の中止や延期を余儀なくされました。また、講習再開後は、感染リスクが高いとされる密集、密閉、密接の3密を回避するために1机1人掛けを原則として受講定員を通常の半数以下に抑制して講習を実施しました。

講習における感染防止を最優先課題として、受付等はビニールシートでセパレートし、机やドアノブ等の手に触れる設備の消毒を徹底するとともに、感染地域に滞在して一定期間を経過していない場合や、体調不良時の受講辞退を呼び掛ける等の対策を講じました。また、受講者には受付時の検温の実施、小まめな手洗いや手指消毒の励行、マスクの常時着用と咳エチケットの遵守等をお願いしました。

このように通年にわたってコロナ感染を防止しながら、特化則改正による特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の受講ニーズの高まりに対して、当初計画6回のところ15回(9回は臨時)開催する等で機動的に対応しました。長期的な受講者減少傾向の中で、コロナ禍による講習の中止、受講定員の抑制に加え、法令改正の経過的措置から活発だったフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の受講ニーズも急速に収束して、令和元年度の2,499人から949人へと大幅に減少しました。改正特化則による臨時開催で講習回数を大きく増やした特化等作業主任者技能講習においても、1回当たりの受講定員抑制のため、受講者数は前年度比で268人増に留まり、他の講習での受講者の減少で相殺されて受講者数の増加にはつながりませんでした。その結果、全体の受講者数は7,826人に留まり、令和元年度実績の10,591人に比べて-2,765人(-26.1%)の大幅減となりました。

事業収益の大半を占める講習事業における以上のような事情により収支が著しく悪化し、最終的に約1,240万円の大幅な赤字となりましたが、幸い、税金の支払い時期の繰り延べ措置や持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援助成金等の公的な支援を受けたこともあり、資金ショートによる借り入れは回避することができました。

愛媛県内の経済情勢、雇用失業情勢とも、長引くコロナ感染症の影響により産業活動や個人消費が停滞することで厳しい状況が続いており、今なお先行きは不透明です。

令和2年は5か年間の愛媛第13次労働災害防止推進計画の中間年でしたが、愛媛県下の労働災害は年間を通じて概ね対前年同期を上回って推移し、最終的に、令和2年の休業4日以上死傷者数は1,552件(うち死亡者数11人)と、前年より62件(4.2%)増加しました。また、高年齢労働者の割合が半数を占め、転倒災害が災害原因の最も多くを占めるようになりました。

一方、少子高齢化の進展による構造的な人手不足に対して、生産性向上への一層の取り組みが必

要になる中で、働き方改革として長時間労働や過重労働をなくし、年齢や性別、個々に抱えている事情等に関わらず、働きたい方が安心して働くことができるように多様で柔軟な働き方への転換が求められていました。

このような情勢の中、当協会では、公益社団法人として、労働災害の防止、健康の保持増進、働き方改革実行計画の着実な実施などの労働行政の施策を支援すべく、関係行政機関や関係団体とも連携・協力して、コロナ禍の制約のもとで、年間を通じて各種事業を実施しました。しかし、当初に計画していたこれら施策を周知・啓発する機会である「愛媛産業安全衛生大会」、「全国安全週間実施要綱説明会」、「労働衛生週間実施要綱説明会」をはじめ「優良事業場見学会」など諸行事のほとんどが、コロナ禍により中止となりました。以下にその内容等も含めて、定款に掲げる公益目的事業での活動状況等を報告します。

【定款に掲げる公益目的事業】

- 1 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令及び労働基準行政施策等に係る機関紙広報、キャンペーン・説明会等の実施による普及啓発の事業（周知啓発事業）
- 2 職場における産業安全、労働衛生、労務管理に係る法令遵守・水準向上のための研修会・セミナーの開催及び相談助言等による活動の促進・育成の事業（法令水準保持向上促進事業）
- 3 労働安全衛生法及び関係法令、指針、通達等に定める職場における資格就労・就業制限制度に係る技能講習及び安全衛生教育並びに教育訓練による資格付与・人材育成の事業（労働安全衛生教育講習事業）
- 4 関係官庁及び関係団体との連携に基づいて行う職場における産業安全・労働衛生の意識高揚のための産業安全衛生大会の参画・開催及び表彰・顕彰の事業
- 5 この法人の目的に沿った内容の国及び関係団体からの受託事業（受託事業）
- 6 この法人の目的に沿った内容の施設・設備・機器の貸与の事業（施設等貸与事業）

I 定款に定める事業の具体的実施事項

（公益目的事業）

1 愛媛における労働基準行政施策等の周知啓発事業

（1）関係法令等の周知啓発

機関紙「愛媛労働基準」及びホームページにより、関係法令及び愛媛労働局の各種行政施策、防災団体からの情報や当協会の講習実施計画等を提供しました。

機関紙は、毎月 2,800 部発行し、約 2,200 部を会員事業場や定期購読者に送付するほか、行政機関や関係団体へ配付し、協会の窓口へも備え付けました。

発行日は毎月 10 日ですが、会員事業場に到達するのが毎月半ばとなっていたため、令和 3 年 1 月号からは、発行日はそのまま、毎月初旬には発送できるよう印刷スケジュールを 10 日間ほど前倒ししました。

また、機関紙にアンケート用紙を折り込んで FAX で回答を求める方法で、アンケートを実施し、会員ニーズや各種施策の普及実態を調査する取組を始めました。アンケートの結果は集

計してとりまとめ、記事にして読者にフィードバックするほか、協会のサービス向上にも役立てました。

(2) 労働災害防止キャンペーン

厚生労働省や中央労働災害防止協会（中災防）が主唱する全国安全週間、全国労働衛生週間等の労働災害防止キャンペーンを推進しました。

各キャンペーンでは、その趣旨や目的、スローガン、取組期間や実施事項等について、機関紙やホームページに掲載して周知するとともに、各取組期間を中心に、中災防が販売するポスター、各種標識や安全衛生関連グッズを斡旋し、事業場における「見える化」の推進を支援しました。

なお、全国安全週間や全国衛生週間等の販売数は、どちらも実施要綱説明会が中止になったこと等が影響して、前年度に比べて減少しました。

①全国安全週間（第93回）キャンペーン

趣旨目的：安全意識の高揚、安全維持活動の定着

取組期間：7月1日～7日（準備期間：6月）

スローガン：「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

②全国労働衛生週間（第71回）キャンペーン

趣旨目的：労働衛生意識の高揚、自主的活動推進による労働者の健康確保

取組期間：10月1日～7日（準備期間：9月）

スローガン：「みなおして 職場の環境 からだの健康」

③年末年始無災害運動（第50回）のキャンペーン

趣旨概要：ゼロ災意識の高揚

取組期間：12月1日～1月15日

スローガン：「きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」

④安全衛生教育促進運動のキャンペーン

趣旨概要：安全衛生教育の実施促進

取組期間：12月1日～4月30日

スローガン：「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

(3) 集団説明会の開催

例年6月には各支部の主催で開催し、労働基準行政の集団指導の場でもある全国安全週間実施要綱説明会、同じく9月に開催する全国労働衛生週間実施要綱説明会は、コロナ感染防止のためすべて中止となりました。そこで、説明会の開催に代えて、機関紙に実施要綱や所轄労働基準監督署から提供された関係資料を折り込んで、会員事業場に配付しました。

なお、参考のため、【表1】により全国安全週間について、【表2】により全国労働衛生週間について、近年の実施要綱説明会への参加者数について示します。

①全国安全週間説明会（令和2年度はコロナ禍により中止し、関係資料を送付）

【表 1】直近 5 年間の参加者数の推移

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
協会全体	1,194	1,139	1,205	1,092	中止

②全国衛生週間説明会（令和 2 年度はコロナ禍により中止し、関係資料を送付）

【表 2】直近 5 年間の参加者数の推移

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
協会全体	1,183	1,191	1,107	980	中止

2 法令水準保持向上促進事業

(1) 専門部会活動等の推進

協会本部・支部の専門部会等による企画により、化学工業災害防止、食品製造業災害の防止、リスクアセスメントの定着、優良事業場見学、各種セミナー・研修会等を計画しておりましたが、そのほとんどがコロナ禍のため中止となりました。

(2) 法令遵守・水準向上の促進

動力プレスに係る特定自主検査の斡旋は、大阪市にある検査実施事業者の営業エリア縮小通知を受け、廃止せざるを得なくなりました。そこで、愛媛県内で動力プレスの特定自主検査を実施することができる検査事業者を調べ、愛媛労働局に登録している 2 検査業者に対して経過を説明して受け入れを依頼し、斡旋による出張検査を利用していた 15 事業者に対してその旨を情報提供しました。

定期健康診断の取次ぎは通年にわたり実施し、合計 5,856 人を医療機関へ斡旋して、法令遵守の勧奨に取り組みました。

(3) 相談助言の実施

相談助言活動では、例年、愛媛産業安全衛生大会の会場内に相談コーナーを設置して、安全衛生に関する相談に対応していました。令和 2 年度は愛媛産業安全衛生大会が中止になったことから、相談コーナーは設置せず、通年にわたって本部・支部の事務所において合計 228 件の相談に対応しました。そのうち 217 件は、後述する中災防から受託した「中小規模事業場安全衛生相談事業」の対象となる安衛関係の相談事案でした。

【表 3】最近の相談取扱件数の推移

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
件 数	173	173	278	283	228

3 労働安全衛生教育講習事業

講習事業では、前文でも述べたとおり、コロナ感染拡大に伴い、徹底したコロナ感染防止対

策を講じ、受講定員を抑制しながらも、受講ニーズの高まりには臨時講習等で機動的に対応して講習を実施しました。講習の中止、受講の手控え（自粛）、受講定員抑制などコロナ禍の影響による受講者数の減少に加え、法令改正の経過的措置によるフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の受講ニーズも急速に収束し、令和元年度の2,499人から949人へと激減しました。

改正特化則による臨時開催による講習回数の大幅な増加も、1回当たりの受講定員の抑制から通年では前年度比で268人の増加に留まり、他の講習の減少と相殺され、大きな受講者数の伸びにはつながりませんでした。

その結果、講習全体でみると、実施回数は230回と前年度の224回に比べて6回増加しましたが、受講者数は7,826人に留まり、前年度の10,591人に比べて-2,765人（-26.1%）と大幅な減少となりました。

（1）登録講習等

「法定登録教習機関」として国の付託を受け、行政機関の指導のもと、作業主任者技能講習等について受講ニーズに応じて着実に実施しました。

その結果、【表4】に示す技能講習9科目（鉛作業主任者技能講習は3年毎の開催で、令和2年度は未開催）で計68回実施し、受講者3,207人に対し、修了者3,075人（合格率95.9%）の有資格者を輩出しました。

法令改正により特化等作業主任者の受講者が急増し、臨時講習を9回実施したことから科目としては268人増加しましたが、技能講習全体ではコロナ禍の影響等により前年度比で160人の減少となりました。

【表4】技能講習実施状況

講習科目	令和2年度				対前年度 受講者数比
	回数	受講者数	修了者数	合格率	
プレス作業主任者	1	40	38	95.0%	4
乾燥設備作業主任者	1	56	55	98.2%	-43
特化等作業主任者	15	801	743	92.8%	268
鉛作業主任者	0	0	0	-	-18
有機溶剤作業主任者	10	504	479	95.0%	-87
石綿作業主任者	3	157	154	98.1%	9
酸欠等作業主任者	13	677	668	98.7%	-210
ガス溶接技能講習	13	583	555	95.2%	14
高所作業車技能講習	4	83	81	97.6%	-89
玉掛け技能講習	8	306	302	98.7%	-8
合計	68	3,207	3,075	95.9%	-160

また、「法定養成講習機関」としても国の付託を受け、行政機関の指導のもと、安全衛生推

進者養成講習、衛生推進者養成講習について受講ニーズに応じて着実に実施しました。

その結果、【表5】に示す養成講習2科目において、計11回実施し、受講者276人の有資格者を輩出しました。

【表5】養成講習実施状況

講習種目	令和2年度			対前年度 受講者数比
	回数	受講者数	修了者数	
安全衛生推進者	8	177	177	-41
衛生推進者	3	99	99	15
合計	11	276	276	-26

(2) 事業者代位講習

労働安全衛生教育団体として、本来は事業者に法定実施義務のある特別教育、職長教育等を、自らでは実施が困難な中小規模の事業者や事業場外資源の活用を図る大規模事業者等の付託を受け、事業者に代わって行う「事業者代位講習」を、受講ニーズに応じて適正に実施しました。

その結果、【表6】に示す本部担当講習4科目、【表7】に示す支部担当講習20科目、合計24科目において、それぞれ21回、126回、合計147回実施し、817人、3,403人、合計4,220人の受講者に対して、就労上の資格を付与しました。

科目別にみると、本部担当講習の職長・安責者能力向上教育（令和2年度に新設）と衛生管理者能力向上教育（前年度はコロナ禍で中止）以外の科目では受講者数が大きく減少しました。

支部担当講習でも科目別にみると、新設科目以外では概ね減少していますが、フルハーネスが949人と、前年度比-1,550人の大幅減となっており、支部担当講習全体での減少数1,856人の83.5%と、その大半を占めています。

【表6】事業者代位講習実施状況（本部担当）

講習科目	令和2年度			対前年度 受講者数比
	回数	受講者数	修了者数	
安全管理者選任時研修	4	174	174	-90
職長・安全衛生責任者教育	14	604	604	-94
職長・安責者能力向上教育	2	27	27	27
衛生管理者能力向上教育	1	12	12	12
合計	21	817	817	-145

【表7】事業者代位講習実施状況（支部担当）

講習科目・特別教育等	令和2年度			対前年度 受講者数比
	回数	受講者数	修了者数	
安全衛生責任者教育	0	0	0	-27

職長・安責者能力向上教育	0	0	0	-25
アーク溶接等業務	17	540	540	62
5トン未満クレーン運転業務	18	575	575	-110
研削といし取替え等等業務	10	292	292	67
低圧電気取扱い業務	9	212	212	-76
電気自動車（新設）	1	54	54	54
巻上げ機の運転業務	4	51	51	13
産業用ロボットの教示等業務	2	25	25	8
高所作業車の運転業務	2	36	36	-5
ロープ高所作業	1	20	20	9
足場の組立等の業務	15	257	257	-54
粉じん作業に係る業務	4	67	67	-45
酸欠等危険作業に係る業務	5	71	71	34
携帯用丸のこ盤作業従事者	1	4	4	-86
有機溶剤作業従事者衛生教育	1	46	46	-7
刈払機	2	38	38	2
プレス・シャー	1	51	51	51
揚貨装置	1	13	13	-19
玉掛け	1	73	73	-18
フルハーネス型墜落制止用器具	30	949	949	-1,550
廃棄物	0	0	0	-12
熱中症管理者教育	1	29	29	-40
振動障害	0	0	0	-82
合計	126	3,403	3,403	-1,856

(3) 自主的な講習

「自主的な講習」では、近く管理監督者になる方や、管理監督者になって間もない方を対象にした管理監督者研修、労働者を雇用する事業者の安全配慮義務履行に係る安全衛生教育に関し、長期間効果のある実践手法である危険予知訓練や挟まれ体験研修など【表8】に示す講習3科目を計4回、受講者123人に対して実施しました。

なお、例年9月に実施される愛媛地区出張特別試験がコロナ禍により中止されたことに伴い、第一種、第二種衛生管理者の受験（資格取得）を支援するために計画していた受験準備講習2科目はいずれも中止しました。

また、実施した3科目においても、法令上の実施義務がないことから、コロナ感染防止のための受講の手控え（自粛）等により受講者数が大きく減少し、中止した科目による減少と合わせると前年度比-578人と大幅な減少となりました。

【表 8】 自主的講習実施状況

講習科目	令和 2 年度			対前年度 受講者数比
	回数	受講者数	修了者数	
第一種衛生管理者受験準備講習	0	0		-191
第二種衛生管理者受験準備講習	0	0		-48
管理監督者研修	1	12		-16
危険予知訓練	2	57		-291
挟まれ巻き込まれ体験研修	1	54		-32
合 計	4	123		-578

4 産業安全衛生大会の参画・開催、表彰・顕彰の事業

(1) 愛媛産業安全衛生大会の開催

愛媛産業安全衛生大会は例年 10 月に実施していますが、愛媛県内の労働災害防止関係団体で構成する愛媛労働災害防止団体協議会で協議した結果、10 月に松山市総合コミュニティセンターで開催する予定であった第 82 回大会は、コロナ感染防止の観点から中止することを決定しました。

(2) 愛媛労働災害防止団体協議会長表彰

例年、関係団体からの推薦に基づき、安全衛生分野に関して顕著な功績があった団体や個人に対して優良賞や功績賞を授与し、上記大会において表彰していますが、同大会の中止に伴い、表彰も中止しました。

5 関係団体からの受託事業等

(1) 中災防関係

中災防の「地域安全衛生活動広報事業」を受託して広報啓発に協力し、引き続き「中小規模事業場安全衛生相談事業」を受託して、本部・支部において安全衛生に関する相談に対応しました。(上記 2 「法令水準保持向上促進事業」の項に関連記載あり)

(2) 全基連関係

(公社) 全国労働基準関係団体連合会(全基連)から「高校生を対象とした労働条件セミナー」を受託しましたが、同セミナーの受講を希望する対象校がなかったため実施には至りませんでした。

「受動喫煙防止セミナー」は、9月4日に、四国中央支部において、24名の参加により開催しました。

また、「外国人技能実習制度関係者養成講習」では事務局として開催に協力し、法令部門を担当する講師を派遣して支援する等で、4コースで延べ10回の養成講習を実施しました。

厚生労働省から(公社)東京労働基準協会連合会が受託し、全基連が再受託した外国人在留

支援センター（略称：フレスク）の安全衛生班が実施する各種事業の周知やセミナーの開催について、機関紙やホームページにおいて周知し、セミナー開催に協力しました。

6 施設等の貸与の事業

(1) 関係団体等への貸与

中災防、全基連、労働調査会が主催して実施する出張講習に対して、研修室やAV機器を提供(貸与)するとともに、受託事業の事務処理においては本部事務所の使用にも協力しました。

講習やセミナー等で関係団体に講習会場を貸与した実績は、中災防が7日間、全基連が11日間、労働調査会が3日間で、合計21日間でした。

(2) 外部団体等への貸与

(公財)日本無線協会四国支部が実施する免許試験の会場として5日間貸与しました。

(3) 松山地区講習室の利用状況

令和2年度の松山地区の講習室の利用状況は、協会での講習利用が124日間(本部79日間、支部45日間)、有償での貸与は26日間、講習以外の部内会議等での利用は15日間(予定を含む。)で、利用日の合計は165日間であり、平日240日を100%とした稼働率は68.8%でした。

(収益事業等)

(1) 中災防が取り扱う労働災害防止のためのポスターや各種標識、知識図書類や実務用品類について、各種キャンペーン期間を中心に各支部で斡旋販売に取り組みました。

(2) 全基連が行う災害共済等事業に、令和元年度に引き続いて参加しました。

II 会員数の動向

令和2年度の年度初の会員数は2,095件でしたが、年度末には2,074件となり、21件減少しました。【表9】に示すように、支部別にみると、八幡浜支部で3件増えた以外は、各支部とも減少しています。

【表9】支部別にみた会員数 令和3年4月1日

区 分	会員数	対前年度比
令和2年3月31日現在	2,095	-13
令和3年4月1日現在	2,074	-21
松山支部	431	-7
新居浜支部	611	-11
今治支部	255	-1

四国中央支部	347	-4
八幡浜支部	272	3
宇和島支部	158	-1

Ⅲ 新型コロナウイルス感染防止対策

令和2年初に発生した新型コロナウイルス感染症は、全国に拡大し、4月には愛媛県でも緊急事態宣言が発令されました。講習では多人数が同一室内に集まるため、受講者・講師・職員それぞれに感染防止対策を徹底する必要があるため、対策マニュアルや受講者用チラシを作成し、周辺地域の感染状況等に応じて数次にわたって変更を加えました。チラシは受講申込時に窓口で配付するとともに、講習会場にも掲示して、感染防止対策への協力を呼びかけました。

対策は、感染地域への立入自粛、立ち上がった場合の一定期間の自宅待機を基本に、協会としては、ビニールシートによる対面隔離、机やドアノブ等の消毒、検温計や消毒液の備え付け、3密回避で定期的な換気、1机1人掛けで縦列での左右交互の着席、受講定員の制限、密接となる実技講習等でのフェイスシールドの提供（マスクと併用）を実施しました。

受講者へは、感染地域での滞在や感染者との濃厚接触等により感染リスクがある場合や発熱等の体調不良時は受講を控えること、マスクの常時着用と咳エチケットの励行、小まめな手洗いや消毒液による手指の消毒等について協力を依頼しました。

以上の対策を通年で実施したことから、幸い関係者の感染や講習等におけるクラスターは発生していませんが、一度発生すれば当分の間は講習を全面的に中止せざるを得なくなり、収支にも多大な悪影響を及ぼすことから、引き続き感染状況に対応した感染防止対策を着実に実施します。